

## 名古屋大学遺伝子組換え実験合同審査委員会内規

### (趣旨)

- 第1条 名古屋大学遺伝子組換え実験規程（平成16年度規程第82号。以下「規程」という。）第12条第2項の規定に基づく合同審査委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この内規の定めるところによる。
- 2 この内規において、「関係部局」とは、大学院情報学研究科，大学院工学研究科，創薬科学研究科，アイソトープ総合センター，遺伝子実験施設，総合保健体育科学センター，糖鎖生命コア研究所，高等研究院，トランスフォーマティブ生命分子研究所，未来社会創造機構をいう。

### (合同審査委員会の設置)

- 第2条 関係部局に、名古屋大学遺伝子組換え実験合同審査委員会（以下「合同審査委員会」という。）を置く。

### (任務)

- 第3条 委員会は、関係部局の長の諮問に応じ、規程第11条第2項第1号，第2号及び第5号に規定する事項について審議する。
- 2 委員会は、実験責任者に対し、実験の安全管理に関する事項について報告を求めることができる。

### (組織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- 一 名古屋大学遺伝子組換え実験安全委員会委員長（以下「安全委員会委員長」という。）
  - 二 遺伝子実験施設の教員若干名
  - 三 関係部局から選出された教員各1名
  - 四 安全主任者
  - 五 その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項各号の委員は、関係部局の長が委嘱する。
- 3 第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、安全委員会委員長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

### (安全主任者)

- 第6条 合同審査委員会に、関係部局の長の補佐機関として規程第13条に規定される安全主任者を1名置く。
- 2 安全主任者は、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者のうちから、合同審査委員会の推薦に基づき、関係部局の長が委嘱する。
- 3 安全主任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (定足数)

- 第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

- 第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(審査)

第9条 委員会は、規程第15条に基づく申請があった場合、合同審査委員会で審査を行う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、研究安全管理課研究安全管理グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。